

受動喫煙防止にご協力ください

他人の喫煙によって有害物質を多く含む副流煙を吸い込んでしまう受動喫煙は、たばこを吸わない人も健康を害する恐れがあります。

たばこを吸う人も吸わない人も安心して暮らせる街づくりのため、受動喫煙防止にご協力をお願いします。

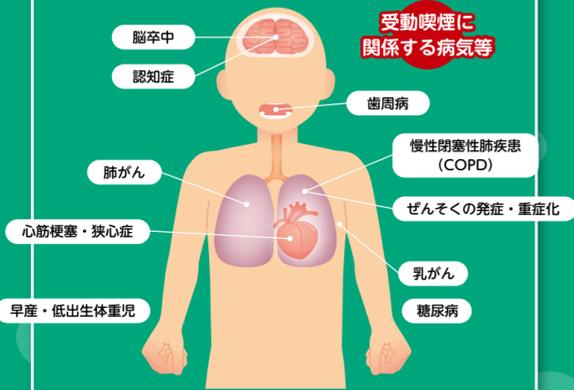
問合せ 指定があるもの以外は健康推進課健康推進係 ☎内線433

そもそも… 受動喫煙とは

他人が吸っているたばこの煙を吸ってしまうことで、関係する病気による国内の年間死亡者数は推定約1万5000人とされています。

たばこの先端から発生する副流煙には、たばこを吸う人が吸い込む主流煙と比べ、健康を害するニコチン等の有害物質がより多量に含まれており、脳卒中や心筋梗塞・肺がん等の健康被害を引き起こします。

また、妊娠中の方および乳幼児周囲での喫煙により、早産・低出生体重児や乳幼児突然死症候群(SIDS)等を招く危険性もあります。
※加熱式たばこの主流煙にも有害物質が含まれており、受動喫煙によって健康被害を引き起こす恐れがあります



受動喫煙を防ぐための規制が始まっています

改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の施行

受動喫煙による健康被害をなくすため、「健康増進法」の改正、「東京都受動喫煙防止条例」の制定が行われ、受動喫煙を生じさせないために配慮すべきことが定められました。

これらに基づき、7月から行政機関や病院等での敷地内禁煙が開始されており、9月からは、令和2年4月からの全面施行に向けて、飲食店店頭への喫煙場所の有無に関する標識の掲示が義務化されます。



一人ひとりがルールを守りましょう

喫煙する方

喫煙する際は、受動喫煙をさせないように周囲に配慮しましょう。また、施設等を利用する際は、指定された場所で喫煙してください。

施設等の管理者の方

施設内に喫煙場所を定める際は、法令の基準を守り、喫煙設備に関する標識を掲示してください。
※区では、施設管理者の方向けに、改正法・条例のポイントをまとめたパンフレットを配布しています

施行日	規制内容
7月1日	▶学校・児童福祉施設・病院・区役所等の建物内は完全禁煙となり、敷地内の屋外は原則禁煙
9月1日	▶幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校施設等は、屋外を含めて敷地内完全禁煙 ▶店内喫煙場所の有無を識別するための飲食店店頭への標識表示が義務化
令和2年4月1日	▶多数の方が利用するすべての施設において原則屋内禁煙 ▶宿泊施設や事業所等で屋内に喫煙室を設置する際は、技術的基準を満たした喫煙室を整備し、かつ喫煙室および施設の出入口への標識を掲示することが義務化

【東京都受動喫煙防止条例に関する問合せ】

東京都受動喫煙防止対策相談窓口 ☎0570(069)690

※(土)・(日)・(祝)を除く、午前9時～午後5時45分

※条例の詳細は、東京都福祉保健局ホームページ(右の二次元バーコード)でも閲覧可

☞http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html



あらかわたばこマナーを守りましょう

区では、道路上的での喫煙により引き起こされる危険や迷惑行為を防止するため、「荒川区まちの環境美化条例」で喫煙に関するルールを定めています。ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 環境課環境保全係 (あらかわエコセンター2階) ☎内線483



喫煙マナー啓発看板を配付します

たばこのポイ捨て等を防ぐため、自宅等の私有地の塀・壁に掲示できる看板を配付しています(1世帯5枚まで)。



禁煙を応援します



まずは確認 あなたのニコチン依存度チェック

次のいずれかに当てはまる方はニコチン依存度が高い恐れがあります。

- 自分が思うよりも多くのたばこを吸ってしまう
- 禁煙を試みてできなかったことがある
- 自分に健康問題が起きているとわかっていても吸ってしまった

禁煙チャレンジャーの募集

禁煙外来で治療を希望する方に対して、治療費の一部を助成しています。

助成対象助成額	【保険診療の場合】 医療費および薬剤費にかかる本人負担額……上限1万円(補助率10/10) 【保険外診療の場合】 薬剤費……上限1万円(補助率1/2)
対象	区内在住で禁煙外来治療を希望する方 ※すでに治療を始めている方を除く
定員	100人(申込順)

申請書の配布

がん予防・健康づくりセンター2階健康推進課健康推進係(荒川区ホームページからもダウンロード可)

申込方法

来所・郵送・ファクス・荒川区ホームページで〒116-8507(住所不要)がん予防・健康づくりセンター2階健康推進課健康推進係へ

※禁煙治療ができる区内の医療機関の一覧は、荒川区ホームページ(右の二次元バーコード)をご覧ください



専門家と一緒に禁煙しよう